



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2983 号 2016.4.25 発行

社説：成年後見制度 まず課題の洗い直しを

朝日新聞 2016年4月25日

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に代わり、財産の管理や介護サービスの契約などをする。その成年後見制度の利用を広げるための促進法が議員立法で成立した。

認知症の高齢者が462万人とされるのに対し、制度の利用者は約18万人にとどまる。仕組みを周知し、普及に向けた施策を進めるのが法の狙いだ。

だが、利用が低調なものには理由があるはずだ。促進の旗を振る前に、まずは制度にどんな問題点や課題があるかを総点検し、利用者本位の仕組みへと見直すことに取り組むべきだ。

法律には、後見人による不正を防ぐ対策や、後見人の業務を手術や治療内容への同意に広げることなどを検討し、3年以内に必要な法整備をすることが盛り込まれた。また、家族や親族よりも第三者による後見が増えている状況を踏まえ、一般市民の中からの後見人の育成を推進する方針を掲げた。

後見人による財産の着服は後を絶たない。特に弁護士などの専門職による不正は昨年、過去最多を更新した。制度への信頼にかかわる問題であり、監督体制の強化は最優先の課題だ。

一方、後見人の業務を医療行為の同意に広げることには疑問や懸念も出ている。延命治療の中止といった重い判断を迫られれば、後見人の心理的な負担も大きい。

医療現場では、本人が意識不明に陥るなど、意思の確認や同意を得るのが難しいケースは他にもある。そうした場合の対応は、広く医療の問題として議論するべきではないか。

人材確保の切り札とされる市民後見人にも課題がある。一定の研修を受けるとはいえ、弁護士や司法書士ほどの専門性はない。利用者とは後見人双方の不安を解消するには、市民後見人への専門的、組織的な支援体制を整えることが不可欠だ。

また、利用者への虐待が疑われる場合などは専門職の後見人に頼らざるを得ないが、最低でも月2万～3万円の費用がかかり、資力のない人は利用できないのが実情だ。費用の補助を拡充することも必要だろう。

今の成年後見制度が利用者の意思を尊重した仕組みになっているか、という根本的な疑問も根強い。判断能力が不十分とされる人でも、適切なサポートがあれば自ら決められる場合もある。むしろ成年後見制度の利用はできるだけ限定し、意思決定を助ける仕組みを充実させるべきだとの指摘もある。

利用促進にとどまらない、幅広い議論を求めたい。

社説：成年後見制度法／当事者の懸念に配慮して

河北新報 2016年4月25日

増大が見込まれる需要への備えは大切だが、これまでの議論の経過は、当事者の声を十分にくみ取ったとは言い難い。本格的な制度改革は、求められる支援の形を見極めてからでも遅くはない。

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な成人に対し、財産管理や契約行

為を支援する「成年後見制度」の利用を促進する法律が、衆院本会議で自民、民進、公明各党の賛成多数で可決、成立した。高齢化により認知症の人の増加が見込まれる中、後見人不足なども懸念されるため、政府に制度強化を促す議員立法だ。

具体的には弁護士などの「専門職」だけでなく、広く市民の後見人を育成して人材確保に努めることや、医療・介護に関する後見人の権限拡大を検討するよう求めている。

当事者宛ての郵便物の開封や、死亡後、相続までの間の財産保存や債務弁済を認めるなど、関連する改正民法は今月上旬に既に成立。今回の促進法では今後3年以内に入院や手術、輸血といった医療面での「同意権」について、基準作りや必要な法整備を検討するとしている。

これまで障害者団体や福祉関係者は、主に二つの理由から促進法に反対の声を上げてきた。第一に後見人による横領・着服が横行している現状で権限強化は認め難い。第二に「同意権」によって医療・介護を巡る自己決定権が阻害される、との指摘だ。

最高裁によると、昨年1年間に確認された弁護士や司法書士ら専門職による横領・着服などの不正行為は、計37件（被害総額約1億1千万円）に上り、件数としては過去最悪だった。

後見人には家庭裁判所への収支報告が義務付けられているが、10万円未満の支出には原則として領収書が不要。家族らがかなり注意していなければ、後見人による財産管理は「ブラックボックス」になり得る。

制度自体への不信が解消されない限り、利用促進を叫んでも意味はない。促進法は家裁や関係機関による監視体制の強化を政府に求めているが、不正防止は後見人の権限強化以前に実現しなくてはならない課題だ。

一方、「同意権」を巡っては不本意な入院を迫られるケースが後を絶たない精神病患者に加え、全身の筋肉が徐々に動かなくなる筋萎縮性側索硬化症（ALS）の患者支援団体などが強く不安を訴えてきた。

ALS患者は内面は自立していても、症状が重くなると、まばたきや唇のわずかな動きでしか意思表示できない。サインを読み取れる支援者も少ないため、医療面での「同意権」を認めることは、後見人に事実上、「生殺与奪の権」を与えることにもなりかねないという。切実な主張であり、決して無視できない。

成年後見制度のような「代行決定」は、日本も2014年に批准した障害者権利条約に反しているとされ、限定的にしか認められないのが国際的な潮流だ。当事者の意思決定を支援するという原点を見つめ直し、制度改革の方向を再検討すべきだろう。

主張：障害者差別解消法 施行は第一歩、さらなる拡充を

しんぶん赤旗 2016年4月25日

障害者差別解消法が今月施行されました。障害者の社会参加を促し障害の有無で分け隔てされず、ともに生きることのできる社会の実現をめざす土台の一つとなる法律です。「差別」の定義が明確でないなど不十分さはありますが、障害者差別をなくす目的の法律が施行されたのは、重要な一歩です。施行を踏まえ障害者施策の拡充をすすめることが必要です。

社会的障壁なくすために

障害者差別解消法は2013年、全会一致で成立しました。障害者権利条約の批准（14年1月）に向けた国内法整備の一環です。対象は、障害者手帳を持つ人だけでなく、心身に障害があり障害や社会的障壁により、日常生活などに制限を受けている人です。慢性疾患患者なども含まれます。

同法は、国、自治体、民間事業者が、障害のある人に対して正当な理由もなく、障害を理由として差別すること（不当な差別的取扱い）を禁止します。例えば、席が空いているのに、混雑する時間帯だからと、車いす利用者の入店を断ることをしてはなりません。

また同法は「合理的配慮の提供」を国、自治体、民間事業者に求めています。「合理的配慮の提供」とは、視覚障害者が試験を受けるときは点字で行うことや、聴覚障害者が参加する会議には手話通訳を配置することなど、障害者が障害のない人と同じことができるように、それぞれの障害に応じて行うことをいいます。法律では、提供側の過重負担にならない範囲で障害者の要望に応じることを求めています。国と自治体は法的義務としたのに、民間事業者は努力義務にとどめました。社会的障壁を取り除き、障害者の能力を発揮できるようにするには、「努力」だけでは限界があります。民間にも法的義務が必要です。

「差別」の定義もあいまいです。国や自治体が策定したガイドラインも「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」の具体例を示しているだけです。なにが社会的障壁にあたるかについては、障害者に「意思表示」を求めるとしていますが、意思表示が困難な障害者は少なくありません。障害者が差別を受けたときに相談する窓口や救済の仕組みも、同法で位置づいていません。差別された人は自治体の障害福祉課や相談センターなどに行くことが想定されていますが、関係機関との連携・調整が適切に行われるかどうか不明確です。相談と救済の機能を果たす機関の設置こそが求められます。

障害者の社会参加には、社会的障壁を取り除く障害者差別解消法と、障害者の暮らしを支える福祉施策が「車の両輪」になることが不可欠です。政府は「応益負担」を強いる障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法を制定しましたが、障害者の社会参加を促進させる法律ではありません。障害者の声に応えた改正こそ必要です。

被災地での保障が急務

熊本地震の被災地では、福祉避難所の確保や受け入れの遅れなど障害者の状況は深刻です。障害者団体は、正確な情報がいきわたるように緊急災害時のテレビなどに字幕や手話通訳をつけることなどを要望しています。差別解消法にもとづく対策は被災地で急務です。震災のなかで障害者が取り残され、生存や権利が侵害されることは絶対にあってはなりません。

障害者への「配慮」、千葉県が事例集を公開 差別解消法施行で作成

産経新聞 2016年4月25日

「障害者差別解消法」が1日に施行されたことに合わせ、県は障害者に対する望ましい配慮や、実際にあった差別をまとめた事例集を作成し、ホームページで公開した。

望ましい配慮については、障害者から実際に応募（回答）があった「トイレの位置を知らせる表示を分かりやすくしてほしい」（視覚障害者）▽「説明や指示はあいまいな表現はせず、短い文で順を追って具体的にしてほしい」（発達障害のある人）▽「絵文字などの分かりやすい標識を考えてほしい」（知的障害者）—といった166件を紹介している。

県は、障害者と関わる民間事業者、市町村関係者らの参考になるように作成したとしており、事例集では同法の内容も解説している。障害福祉課の担当者は「同法では何が差別になるのか分かりにくい部分がある。差別のない社会を作るための参考にしてほしい」としている。

「福祉労働」150号に「障害者」をめぐる社会運動などに特化した季刊誌「思い」 伝え続けたい / 東京

毎日新聞 2016年4月25日

38年の歴史を振り返り 都内で来月記念シンポ

障害者をめぐる社会運動や制度・政策にテーマを特化した季刊誌「季刊福祉労働」が3月発刊号で150号を迎えた。5月22日には都内で記念シンポジウムを開き、38年の歴史を振り返る。編集を30年余にわたり担当する小林律子さん（57）は「当事者に並走し、その思いを伝えていく役割を果たし続けたい」と、気持ちを新たにしている。【蒔田備憲】

小林さんは大学時代に、脳性まひによる障害者の故横田弘さんの口述筆記や外出支援の

ボランティアに携わったことから、障害者福祉に関心を持つようになった。横田さんは、障害者の人権擁護活動を続けた詩人だ。

横田さんから投げかけられた印象的な言葉がある。言語障害のある横田さんの言葉を聞き取れず、何度も聞き返すうちに「障害者と接するのは初めてなんです」と釈明すると、「街でいろんな障害者に出会っていただけ。気付かなかっただけ」と指摘された。「はっとした。いかに日常の中で、障害者を自分とは違う『別の人』と目を向けてこなかったか、分かった」。その気が、今につながっているという。

38年前の創刊号と、150号を手に持つ編集担当の小林さん(左)と、菊地社長=千代田区で

季刊福祉労働は1978年、現代書館(千代田区)が創刊した。障害者を取り巻く状況を詳しく伝える雑誌がほとんどなかった時代に、菊地泰博さん(74)=同社現社長=やジャーナリストらが、当事者や有識者の寄稿を中心に構成でスタートさせた。

国内外の制度比較や障害者が暮らすうえでの課題、問題点を掘り下げて紹介し、学識者らも参考にしてきた。最新の150号では、障害児が保育所、幼稚園に通う上での課題など教育問題を中心に取上げた。小林さんは「障害者の教育問題は原点。教育の場で早期に障害者を分けてしまうことが、出会いや関心を奪ってしまう」と力説する。

ただ、インターネットの普及などで自ら発信する手段が増えたほか、出版不況の影響などもあり、発行部数はピーク時の3分の1程度に落ち込んだ。

小林さんはそれでも「障害者が地域で当たり前暮らす権利を守ることは、誰しものが生きやすい社会につながる。私もそうだったように、当事者の声に関心を持つきっかけとなる『出会い』をつくりつづけた」と話す。今後は誌面のデジタル化も検討中という。

シンポジウムは5月22日午後1時から、千代田区飯田橋3の東京しごとセンターで。要約筆記、手話通訳、視覚障害者用のテキストデータ提供有り。資料代1000円。問い合わせは現代書館(03・3221・1321)。



出生前検査で胎児の病気確定、妊婦の8割が中絶 読売新聞 2016年4月25日

妊婦の血液を採取して、ダウン症などの胎児の染色体の病気を調べる新型出生前検査の共同研究組織は、2013年4月の開始から昨年12月までに2万7696人が検査を受けたことを明らかにした。同組織に加入する44施設の実績をまとめた。

新型検査では469人が陽性となり、羊水検査などで434人が胎児の病気が確定した。そのうち約8割の334人が人工妊娠中絶をした。妊娠を継続したのは12人で、残りは子宮内で胎児が死亡するなどした。

新型検査は、日本医学会が67施設を認定して、臨床研究として行われている。妊婦の血液に含まれる微量の胎児のDNAを分析し、ダウン症(21トリソミー)、18トリソミー、13トリソミーの三つの染色体の病気の可能性を調べる。主に35歳以上の妊婦が対象。妊娠、出産を望む女性の年齢が上がっており、検査を受ける人は毎年、増えている。

障害者支える組織発足 熊本県内の団体が結集 西日本新聞 2016年04月25日

熊本県内の障害者団体が集まり、熊本地震で被災した障害者を支援する「被災地障害者センターくまもと」を設立した。東日本大震災の被災地で支援活動に取り組んできた全国組織「日本障害フォーラム」(JDF)と連携して活動する方向で、熊本市で25日に初会

合を開く。センターは20日に発足。身体、精神、知的、視覚、聴覚、発達などさまざまな障害者団体や家族会、研究者たち約20団体・個人が参加している。避難所にいる障害者のほか、自宅にとどまっている障害者を探して被災による影響を掘り起こし、対応する。

具体的には各団体で情報を共有し、食料など支援物資を届けたり、家の片付けを手伝ったりする。また、被災者の要望を聞き取って行政に声を届けるほか、専門知識のあるボランティアの参加を呼び掛け、資金提供も募る。

センターによると、避難所ではトイレに行ったり、食料配布の行列に並んだりすることが難しい障害者が多い。介助の人手が足りずに放置され、自宅に戻る人もいる。各地に福祉避難所は設けられているが、交通手段がなかったり、付き添いがいないと断られたりするケースもあるという。

会長に就任した「くまもと障害者労働センター」の倉田哲也代表は「JDFと連携して東日本大震災での支援のノウハウを学びつつ、熊本の事情に合わせた態勢を築き、横のつながりで被災者を支えたい」と話した。同センター＝096（234）7728。

熊本地震 福祉避難所機能せず 利用わずか104人 毎日新聞 2016年4月25日



母の秀子さんを抱えるように立たせる松岡貞次郎さん。1日に何度もこの動作を繰り返す＝熊本市東区の市立長嶺小学校で2016年4月24日午後1時13分、須賀川理撮影

熊本地震で4万人近くが避難する熊本市で、高齢者や障害者ら「災害弱者」を受け入れる福祉避難所の利用者が24日現在でわずか104人とどまっている。市は国の方針に従って176施設を福祉避難所に指定し、災害時には約1700人を受け入れられるとされていたが、実際は施設側の準備や要支援者への周知はほとんどされなかった。

多くの災害弱者が、設備やサポートのない場所で過酷な生活を余儀なくされている可能性がある。【村田拓也、石川貴教】

福祉避難所の必要性は1995年の阪神大震災でクローズアップされ、厚生省（当時）が97年、全国の自治体に指定を推奨。2007年3月の能登半島地震で初めて設置された。国によると、13年6月現在で福祉避難所を指定している市区町村数は1167で、全体の約67%に達する。

熊本市は、災害時に自力での避難が難しい市民が約3万5000人いると想定し、福祉施設を受け入れ先として活用できるよう、14年度までに社会福祉法人など8団体と協定を締結。約1700人の受け入れ枠を確保したとされていた。

だが、16日の本震を受けて市が福祉避難所を開設できたのは、受け入れ先とされていた176施設のうち34施設。市は「施設に問い合わせが殺到し、現場が混乱する」として市民に広く開設を知らせず、避難所を巡回する市の保健師が聞き取り調査で介護などが必要と判断した場合のみ、施設ごとに交渉していた。それでも「対応する人も足りず、入所者がいるので場所もない」（市内の福祉施設）などの理由で断られることも多かったという。

20日段階で36人しか受け入れていないことが判明し、市は21日になって指定していなかった県身体障がい者福祉センター（同市東区）を福祉避難所として開設。有料で貸し出していた個室を災害弱者は無料で利用できるようにした。市は「協定を結んでいる施設の受け入れ態勢が整わなかった」と説明する。

内閣府が今年4月にまとめたガイドラインには、福祉避難所に指定された施設などの場所を、あらかじめ要支援者や住民などに周知するよう明記されている。担当者は「普段から広く周知しておかなければ『あそこにいけば安心』という場所に行けない」と指摘する。

北九州市、210人受け入れ

熊本市は24日、北九州市に福祉避難所設置を要請し、介護付き有料老人ホームなど計56施設で約210人の受け入れが可能になったと発表した。北九州市側が希望者の状態の把握や施設への移動などを一括して担う。【井川加菜美】

【ことば】福祉避難所

高齢者や障害者、妊産婦ら配慮が必要な被災者向けに、災害時に開設される避難所。自治体が災害救助法に基づき、福祉施設や公共施設などを指定する。国の指針によると、紙おむつや医薬品、車椅子などを備蓄し、対応にあたる「生活相談職員」を置くことが望ましいとされる。

熊本頑張れ 星に願い...甲斐でプラネタリウム

読売新聞 2016年04月25日

ドーム形のテント内で上映された星空(24日、甲斐市で)

◆空でつながる被災地へ

熊本地震の被災地に思いをはせてもらおうと、プラネタリウムを使ったイベントが24日、甲斐市志田の大型商業施設「ラザウォーク甲斐双葉」で開かれた。

イベントは、東日本大震災の被災地で移動式プラネタリウムを使って星空を上映する活動を行っている北杜市の団体「星つむぎの村」が企画。この日は同施設の一角に直径約4メートルのドーム形をしたテントが持ち込まれ、中で星空が映し出された。

1回約30分の上映には約20人の買い物客が集まり、「星つむぎの村」のメンバーが星座や惑星について説明しながら、「熊本からも同じ星が見えます。星を見て被災地とつながりましょう」と呼びかけていた。

テントの外には星形の紙に被災地へのメッセージを書き込むコーナーが設けられ、買い物客たちは「ふんばれ熊本」「一日も早い復興を」などと記入。また、今回の地震で被害を受けた熊本県西原村で障害者支援に取り組むNPOへ寄付するための募金箱も設置され、寄付をする参加者の姿も見られた。

「星つむぎの村」の共同代表跡部浩一さん(54)は「うつむきがちな気持ちを星を見上げることで上に向かせたいと活動している。熊本でも上映したいと考えている」と話していた。



朝日のふれあい祭り 開所10年、地域と祝い 障がい者施設で交流祭 姫路 / 兵庫

毎日新聞 2016年4月25日

「朝日ノ里」の開所10周年を祝う桜の木に花びらを貼り付ける参加者ら=兵庫県姫路市勝原区朝日谷で、幸長由子撮影



姫路市勝原区朝日谷の障害福祉サービス事業所「朝日ノ里」で24日、地域住民との交流イベント「朝日のふれあい祭り」が開かれた。同事業所は、今年で開所10周年。会場には大きな桜の木が描かれた模造紙が台の上に置かれ、事業所の利用者や地域住民が一緒に花びらを貼り付けて、節目の年を祝っていた。

た。

同事業所は知的障がいがある人の通所施設で、18歳以上の男女、30人が利用。犬用ガムの成形や野菜作りなどに取り組んでいる。

祭りは地域住民と交流し、障がいのある人々について知ってもらおうと8年前から開催。この日のイベントには施設職員や保護者、住民らが作った焼きそばや芋煮の模擬店が並び、親子連れやお年寄りがおいしそうにはおぼっていた。同事業所の管理者で社会福祉士の三木誠也さんは「祭りが縁となり、休耕田で稲作を始めるなど、地域とのつながりが深まっている。これからも続けたい」と話していた。【幸長由子】

「窃盗症」克服へ体験共有 高知市の自助組織が月2回会合



高知新聞 2016年4月25日
窃盗症の自助グループ「KAこうち」の参加者（高知市内）

万引や窃盗を繰り返す「クレプトマニア」（窃盗症）の人たちが自身の体験を分かち合い、立ち直りを目指す自助グループが高知市にある。2014年発足の「KAこうち」。服役や逮捕により「途中離脱」する参加者もいる中で、「再犯しない生活」を目指しミーティングを続ける。「食欲、好色、嫉妬、思い上がりは破滅をもたらす」

ある日の午後、高知県高知市内のビルの1室で白髪の男女2人がテーブルをはさみ、向き合っていた。「ハンドブック」と記載された黄色の冊子を開き、さまざまな警句文を交互に読み上げていく。KAこうちのミーティング風景だ。

男性はアルコール依存症。断酒会で長く活動し、ギャンブル依存症者の自助組織「心の隅におる昔の自分を引っ張り出して過ちを認める。そうしないと、また盗んでしまう。なめたらいかん病気やから」

男性がそう論ずる女性は80代。高知県中西部の量販店で240円の乾電池を万引した。クレプトマニアは窃盗の衝動を制御できない精神疾患の一種。摂食障害やうつ病を伴うことも多く、専門家は「刑罰では治らない。治療が必要だ」と指摘する。治療の一つがミーティングだ。

KAこうちの参加者は、お互いに名前や職業を聞かず、質問や批判も禁止されている。こうした自助グループは近年、全国各地で生まれている。

KAこうちは2014年12月、多重債務者を支援する「高知うろこの会」と高知県地域生活定着支援センター、法テラス高知の3団体の協力で設立された。ミーティングは月2回ほど開かれる。

事務局を務める高知うろこの会の岡田悟さん（74）によると、設立から8人が参加したが、その半数は現在、窃盗罪で実刑判決を受け服役中。会への参加を休んでいる間にまた盗んでしまい、逮捕された人もいる。

岡田さんは「継続して通っていたら防げたかもしれない。高知県内には窃盗症に対応した医療機関はなく、人に相談できない苦しさもある。当事者が体験を分かち合うことが回復につながる」と話している。

■ 26日無料相談会 ■

KAこうちは26日午前10時から午後3時まで、窃盗症に関する無料相談会を高知県高知市本町4丁目の高知うろこの会事務所で開く。当事者と家族が対象。弁護士や臨床心理士が電話（0120・565・275）と面談（要予約）で対応する。KAこうちの開催日時など問い合わせ先は高知うろこの会（088・822・2539）。

チャイルドハウスゆうゆう施設長・今井寿美枝さん(61) 産経新聞 2016年4月25日

■子供からエネルギーもらう

発達の遅れがある子や障害を持った0～6歳の子供たちのための児童発達支援事業施設「チャイルドハウスゆうゆう」(前橋市)は平成4年に開園、今年で25年目だ。生活リズムを整えることを重点に、その発育を援助している。同園の取り組みで子供たちが変わっていく様子を描く「生活とあそびで育つ子どもたち」(大月書店)なども執筆した同園の施設長、今井寿美枝さんに話を聞いた。(久保まりな)

―立ち上げの経緯を教えてください

「私自身の子育て中、おもちゃを手作りし、近所の子らに貸し出す『おもちゃ図書館』というのをやっていた。障害を持った子の親御さんから『どうしたらいいのでしょうか』といった相談も受けていたが、そのときは何もわからなかった。そんな質問にも完璧に答えられる保育士になりたいと思ったのがきっかけ。市内では、ほぼ初めての試みだった」

―ゆうゆうの特徴は

「早寝早起き、笑顔の大切さなどを提言した障害児教育学者、故・河添邦俊さんの『河添理論』にならい、生活リズムを整えることを重点に置いている。指先を使う遊びや、はいはいする運動、乗馬など色々やっている。また、毎日1家族と面談し、課題の話し合いも。土日は地域の子が遊べるよう開放している」

―「はいはい」をすることが大切だそうですね

「はいはいや手足を使って歩くことは、手に負荷がかかり体幹を鍛えられる。筋力がつくと、腕や身体を支えられるようになり、姿勢が良くなって、転ばなくなったりする」

―25年間続けられた原動力は何でしょうか

「毎日が楽しい。仕事だと思ってやったことは一度もなく、子供たちからエネルギーをもらいながら好きでやっていること。人のためではなく自分のため。そして、子供がいなくなったときには探してくれるなど地域に支えられてやってこれた」

―つらいときもあったのでは

「保育士になりたての頃は、子供が言うこと聞いてくれないなど、うまくいかないときもあり、保育学校の恩師に相談に行っていた。そのときにかけてもらった『あなたみたくに即行動できる人はなかなかいない』という言葉は今も心に残っている」

―現在、3作目の本を書いているそうですね

「何か形にしたいと思って始めた執筆で、今は子供のコミュニケーション力など、生きる力を身につける方法を書いている。7月末に発売予定」

―どのような人に読んでもらいたいですか

「子育てするすべての方に読んでもらいたい。子育てを楽しいと思ってもらえるよう少しでも手助けできればと思っている。子供の基本は家庭で育つので、何か困ったときには生活を見直すことをしてほしい」

【プロフィール】今井寿美枝

いまい・すみえ 昭和29年、前橋市出身。県立保育大学卒業後、養護施設「地行園」や吉岡町の第四保育園初代主任を経て、平成4年、「チャイルドハウスゆうゆう」を開園し、施設長を務める。休日には登山や自然散策を楽しみ、長野県をよく訪れるという。特技は腹話術。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

